

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う(社会資本整備総合交付金とは別枠で措置)

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

- ・空き家の除却
例:特定空家等の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用
例:空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用
- ・関連する事業等
例:周辺建物の外観整備、実態把握、所有者特定

R2拡充事項

- 所有者の自主的対応が困難である場合に限り、行政代執行の際の除却費用及び関連費用を補助対象に追加
※略式代執行の際の除却費用は現行制度でも補助対象
- 不良住宅の除却の補助対象を重点化
- 実態把握について、空家等対策計画の内容充実を要件化

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却し防災空地を整備

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

- ①空家等対策計画を策定
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある など

R2拡充事項

- 総合的なソフト対策の取組の要件化

補助率

所有者が実施			地方公共団体が実施	
国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
※活用の場合は、各々1/3を負担			※活用の場合は、各々1/2を負担	

事業期間

平成28年度～令和2年度

※社会資本整備総合交付金等でも同様の支援が可能